

令和7年度 内水浸水想定区域図作成業務 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、那智勝浦町（以下、「発注者」という。）が委託する「令和7年度 内水浸水想定区域図作成業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

また、受注者は本仕様書のほか、関係法令及び通達等に準拠し、業務を遂行しなければならないこととする。

(目的)

第2条 令和3年度に水防法が改正され、水位周知下水道以外でも想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域の指定が必要とされ、下水道による浸水対策を実施しているすべての地方公共団体における内水浸水想定区域図の作成・公表が必要となった。

本業務では、今般の水防法及び下水道法の改正に鑑み、本町で想定される内水浸水による浸水被害の軽減化・最小化に繋がるソフト対策の検討に資するため、想定し得る最大規模の降雨に対する浸水解析シミュレーションを実施し、内水浸水想定区域図を作成することを目的とする。

(準拠する関係法令及び通達等)

第3条 受注者は、本業務を実施するにあたり、関連する法令等を遵守するほか、次の指針類等に準拠するものとする。

- (1) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）
（令和3年7月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (2) 流出解析モデル利活用マニュアル
（2017年3月 （公財）日本下水道新技術推進機構）
- (3) 都市域氾濫解析モデル活用ガイドライン（案）—都市浸水—
（平成16年11月 国土技術政策総合研究所水害研究室）
- (4) 洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）
（平成27年7月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、
国土技術政策総合研究所河川研究部水害研究室）
- (5) NILIM2.0 都市域氾濫解析モデル
（平成24年3月 国土技術政策総合研究所水害研究室）
- (6) 氾濫シミュレーション・マニュアル（案）
（平成8年2月 建設省土木研究所）
- (7) 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン
（平成17年3月 （財）国土技術研究センター）
- (8) 浸水想定区域図データ電子化ガイドライン（第3版）
（令和元年9月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、
下水道部、海岸室）
- (9) 浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法
（平成27年7月 国土交通省水管理・国土保全局）

- (10) 水位周知下水道制度に係る技術資料（案）
（平成28年4月国土交通省・国土保全局下水道部）
- (11) その他関連する法令、条例、規則、規程、ガイドライン、マニュアル等

（履行期限）

第4条 本業務の履行期限は、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

（提出書類）

第5条 受注者は、本業務の契約締結後、速やかに次の書類を担当職員に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) 主任技術者届（資格証の写し、経歴書を添付）
- (5) 照査技術者届（資格証の写し、経歴書を添付）
- (6) 各種認証及び資格証明書
- (7) その他発注者が必要と認める書類

（主任技術者）

第6条 本業務の主任技術者は、次の資格要件を満たす者でなければならない。

- (1) 技術士（上下水道部門一下水道）の資格を有する者
- (2) 令和3年度の水防法改正以降に、内水浸水想定区域図作成を目的とした、地方公共団体の発注による流出解析の業務実績を有する者

なお、当該技術者が社員である公的証明書（保険書等）及び資格証明書の写しを業務契約時に発注者に提出しなければならないこととする。

（照査技術者）

第7条 本業務の照査技術者は、次の資格要件を満たす者でなければならない。

- (1) 技術士（上下水道部門一下水道）の資格を有する者
- (2) 令和3年度の水防法改正以降に、内水浸水想定区域図作成を目的とした、地方公共団体の発注による流出解析の業務実績を有する者

なお、当該技術者が社員である公的証明書（保険書等）及び資格証明書の写しを業務契約時に発注者に提出しなければならないこととする。

（公的資格及び個人情報保護）

第8条 受注者は、本業務において扱う情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適切な管理のため、関連法令、規定を遵守するほか、JISQ15001「プライバシーマーク（Pマーク）」に準拠した適切な個人情報管理体制と契約拠点においてJISQ27001「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」を所有し強固なセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならないものとする。

また、品質についての保証となるJISQ9001「品質管理マネジメントシステム（QMS）」の資格を有していることとし、業務着手前にその資格が証明できる資料を発注者に提出することとする。

(貸与資料)

第9条 本業務の実施に当たり、発注者は受注者に対し、必要な関係資料等を所定の手続きにより貸与するものとする。

受注者は貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳重な管理を行うものとし、本業務完了後は速やかに発注者へ返納するものとする。

(調査のための立ち入り及び補償)

第10条 受注者は、現地調査の実施にあたり、現地調査員に身分証明書を携帯させるものとする。また、現地への立ち入り、植物の伐採及び施設の解体等を行う場合は、事前に発注者へ報告し、発注者の承認を得るものとする。

なお、業務実施で生じた事故、第三者に与えた損害は、受注者の責任において解決するものとし、発生原因、経過、内容等を速やかに発注者へ報告するものとする。

(関係官公庁への諸手続き等)

第11条 受注者は、本業務実施のために関係官公庁その他に対する諸手続きが必要な場合は、関係書類を作成し、発注者と協議の上、速やかに行うものとする。

また、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく発注者へ報告し、指示を受けなければならない。

(作業状況の報告)

第12条 受注者は、本業務の各工程の進捗状況について、発注者に逐次報告するものとし、発注者から請求された場合においても速やかに報告するものとする。

(照査)

第13条 受注者は、第7条に定めた照査技術者により、本業務において作成したデジタルデータの正確性、整合性について照査を行うものとする。

(納入場所)

第14条 本業務の成果品の納入場所は、那智勝浦町役場 総務課防災対策室とする。

(成果品の審査及び納品)

第15条 受注者は、完成した成果品及び所定の書類を発注者に提出するとともに、主任技術者立会いの上、発注者の審査を受けるものとする。

なお、成果品等の審査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

業務審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務完了とする。

(成果品の管理及び権利)

第16条 本業務の成果品の管理及び権利については、すべて発注者に帰属されるものとし、受注者は、発注者の許可なく公表、貸与若しくは売買することを一切してはならないこととする。

(成果品の瑕疵)

第17条 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならないものとする。

(その他)

第18条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書の定めのない事項については、発注者及び受注者双方の協議の上、決定するものとする。

第2章 業務内容

(設計条件)

第19条 本業務における設計条件は次のとおりとする。

- (1) 対象区域面積：約112 ha（高岸都市下水路流入域及び既往浸水地区流入域）
- (2) 解析手法：簡易手法
- (2) 測量（なし）
- (3) モニタリング（なし）
- (4) 流出解析モデル（地形情報を活用した氾濫解析モデル）
 - ①解析対象区域（約112 ha）
 - ②解析対象項目（流出量）
 - ③数値データ化する管径（なし）
 - ④数値データの状態（電子化されていない）
 - ⑤内水氾濫解析のモデル化手法（氾濫解析モデルによる解析手法）
 - ⑥キャリブレーション
 - ・水量 地点数 1箇所
 - 降雨数 1降雨
 - ⑦シミュレーション
 - ・水量 降雨 3降雨
 - （既往最大降雨・想定最大規模降雨・下水道の計画降雨を想定）

(資料収集)

第20条 受注者は、本業務に必要となる資料を収集するとともに、使用目的に応じて整理するものとする。

受注者は、発注者が提供する過去5年程度の浸水被害実績を整理し、床上浸水、床下浸水及び道路冠水の事例を抽出し、日時、降雨等名称、住所、氏名、被害種別をリスト化するとともに、発生箇所についてGISデータとしてデータ化し、前述したデータを属性として付与するものとする。

資料収集時には、過去の浸水実績についても確認を行い、必要があれば浸水実績範囲についてもシミュレーション対象とすることが検討を行い、実施すること。なお、浸水実績範囲についての追加作業も本業務に含むものとする。

(現地調査)

第21条 受注者は、現地踏査を行い、既存管渠や水路の現状確認（排水系統、流域界、維持管理状況等）及びアンダーパス等の浸水時危険個所の把握を行う。

また、必要に応じて区域外流入水路等の流向調査を行う。

(地表面のモデル化)

第22条 内水浸水想定 of 想定手法は次のとおりとする。

- (1) 国土地理院の基盤地図情報の5mメッシュ標高データもしくは和歌山県レーザ1mメッシュ標高データを利用して作成した対象エリア（約112ha）の2次元氾濫解析モデルによるものとする。
- (2) モデル化のメッシュサイズは10m格子相当を基本とする。
- (3) 浸水解析に使用するソフトウェアは、「流出解析モデル利活用マニュアル」に示されたソフトウェアとする。ただし、汎用性の高い、Autodesk社の「InfoWorksICM」を推奨する。ソフトウェアは最新のバージョンを使用すること。

(キャリブレーション)

第23条 受注者は、前条にて作成した2次元氾濫解析モデルに降雨を直接与えて浸水解析（1降雨1地点）を行い、浸水実績箇所との整合等を確認し、必要に応じてモデルの修正を行うものとする。

(シミュレーション)

第24条 受注者は、前条にてキャリブレーションを行った解析モデルに計画降雨、既往最大降雨、想定最大規模降雨を与えて浸水解析のシミュレーションを行うものとする。また、解析結果に基づき各地点の過去の内水による浸水実績や地形条件の影響を加味して内水浸水想定区域図を作成する。

なお、内水浸水想定区域図は、対象エリア（112ha）を対象として作成するものとし、本業務で整理した浸水実績を併記するものとする。浸水深等の表示方法は、「水害ハザードマップ作成の手引き」によることを原則とする。

(報告書作成)

第25条 受注者は、作成した内水浸水想定区域図の効果的な周知方法や活用方法を先進都市の事例などを踏まえた上で報告書としてまとめることとする。

また、前条までで作成したデータファイルについては、発注者が運用中の地理情報システム（SonicWeb）に取り込める形式のデータを作成すること。

(打合せ協議)

第26条 本業務の円滑な遂行を図るため、着手時・中間（2回）・成果品とりまとめ時の計4回の打合せ協議を原則として実施するほか、業務を円滑に進める上で必要な場合は、WEBミーティング等も適宜行うものとする。

(設計上の疑義)

第27条 受注者は、設計上疑義が生じた場合は、監督員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

(設計の資料および参考文献等の明記)

第28条 設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 成果品

(成果品)

第29条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書 (A4 チューブファイル) 1 部
- (2) 内水浸水想定区域図原稿データ (ai形式、PDF形式) 1 式
- (3) GIS 電子データ (Shape 形式) 1 式